

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年4月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A2：横浜市訪問介護相当サービス A6：横浜市通所介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなす。 ※この届出については、電子申請システムで受け付けております。 【横浜市電子申請・届出システム】 令和6年度介護報酬改定に伴う基準型及び減算型の適用にかかる届出（業務継続計画策定、高齢者虐待防止措置実施）
2	A6：横浜市通所介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」 を新設	
3	A2：横浜市訪問介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の「口腔連携強化加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
4	A6：横浜市通所介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の「選択的サービス複数実施加算」を 「一体的サービス提供加算」に名称変更	令和6年3月末時点で当該加算を算定している全ての事業所は、新しい要件に即して、算定もしくは、取り下げの届出が必要です。

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年6月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A2：横浜市訪問介護相当サービス A6：横浜市通所介護相当サービス	「その他該当する体制等」欄の「介護職員処遇改善加算」を「介護職員等処遇改善加算」に名称変更し 「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「2：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」 「B：加算Ⅴ(1)」 「C：加算Ⅴ(2)」 「D：加算Ⅴ(3)」 「E：加算Ⅴ(4)」 「F：加算Ⅴ(5)」 「G：加算Ⅴ(6)」 「H：加算Ⅴ(7)」 「J：加算Ⅴ(8)」 「K：加算Ⅴ(9)」 「L：加算Ⅴ(10)」 「M：加算Ⅴ(11)」 「N：加算Ⅴ(12)」 「P：加算Ⅴ(13)」 「R：加算Ⅴ(14)」 に変更	既存届出内容がいずれの場合も新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 ※処遇改善加算等については「 令和6年度介護職員処遇改善加算等について 」のページをご覧ください。